

特許法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
2	21	<p>21 <u>拒絶理由通知（拒絶査定不服審判の審理（特許法第六十二条の規定による審査を含む。）中にされたものに限る。）に係る指定期間の延長を請求するときは、「【請求の内容】」の欄には、「拒絶理由通知書で示された引用文献に記載された発明との対比実験のため、指定期間の1カ月の延長を求める。」「手続書類の翻訳のため、指定期間の1カ月の延長を求める。」のように延長の理由を付して、請求の内容を具体的に記載する。その他の指定期間の延長を請求するときは、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の2カ月の延長を求める。」のように記載する。また、特許法第5条第3項の規定により指定期間の延長の請求をするときは、「【書類名】」を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の2カ月の延長を求める。」のように記載する。</u></p>	<p>21 <u>拒絶理由通知に係る指定期間の延長を請求するときは、「【請求の内容】」の欄には、「拒絶理由通知書で示された引用文献に記載された発明との対比実験のため、指定期間の1カ月の延長を求める。」「手続書類の翻訳のため、指定期間の1カ月の延長を求める。」のように延長の理由を付して、請求の内容を具体的に記載する。</u></p>
13	12	<p>12 「（【補正により増加する請求項の数】）」の欄は、出願審査の請求後に請求項の数を増加する補正をする場合にのみ欄を設けて、増加する請求項の数を記載する。その場合において、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が特許法等関係手数料令（昭和35年政令第20号。以下「手数料令」という。）<u>第1条第2項の表第9号</u>の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばず、また、手数料の補正を併せてするときは、一の納付書</p>	<p>12 「（【補正により増加する請求項の数】）」の欄は、出願審査の請求後に請求項の数を増加する補正をする場合にのみ欄を設けて、増加する請求項の数を記載する。その場合において、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が特許法等関係手数料令（昭和35年政令第20号。以下「手数料令」という。）<u>第1条第2項の表第6号</u>の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばず、また、手数料の補正を併せてするときは、一の納付書</p>

又は納付番号を使用して納付しなければならない。

- 14 1 1 出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をするときは、1 請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1 請求項につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはり、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「7 補正の内容」の欄の次に「8 納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 15の 6 6 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下に手数料の額を括弧をして記載する。ただし、出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合は、1 請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1 請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をするときは、1 請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1 請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の双方を一つの納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。
- 2 7 7 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額（出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合にあつては、1 請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2

又は納付番号を使用して納付しなければならない。

- 1 出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をするときは、1 請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1 請求項につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはり、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「7 補正の内容」の欄の次に「8 納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 6 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下に手数料の額を括弧をして記載する。ただし、出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合は、1 請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1 請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をするときは、1 請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1 請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の双方を一つの納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。
- 7 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額（出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合にあつては、1 請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2

項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額) (「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。) を記載する。特許法第95条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額(出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合にあつては、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額) を記載する。

18 16 16 譲渡人だけで届け出るとき(権利の承継を証明する書面に譲渡人及び譲受人が記名し、印を押したときに限る。)は、承継人の印及び識別ラベル(承継人が法人の場合にあつては「【代表者】」の欄並びに印及び識別ラベル)及び「【承継人代理人】」の欄は不要とし、承継人だけで届け出るときは、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。

19 19 (略)  
イ～ハ (略)  
ニ 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人(登録権利者)】」、「【承継人及び申請人(登録権利者)代理人】」、「【譲渡人及び申請人(登録義務者)】」及び「【譲渡人及び申請人(登録義務者)代理人】」とする。この場合において、承継人及び登録権利者だけで届出及び申請をするときは、「【譲渡人及び申請人(登録義務者)】」を「【譲渡人及び登録義務者】」とし、「【譲渡人及び申請人(登録義務者)代理人】」の欄は設けるには及ばない。譲渡人及び登録義務者だけ

項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額) (「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。) を記載する。特許法第95条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額(出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合にあつては、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額) を記載する。

16 譲渡人だけで届け出るとき(権利の承継を証明する書面に譲渡人及び譲受人が記名し、印を押したときに限る。)は、承継人の印及び識別ラベル(承継人が法人の場合にあつては「【代表者】」の欄並びに印及び識別ラベル)及び「【承継人代理人】」の欄は不要とし、承継人だけで届け出るとき(備考19に該当するときを除く。)は、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。ただし、備考19に該当するときは、登録権利者が承諾書を添付して申請をする場合を除き、登録権利者及び登録義務者が申請しなければならない。

19 (略)  
イ～ハ (略)  
ニ 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人(登録権利者)】」、「【承継人及び申請人(登録権利者)代理人】」、「【譲渡人及び申請人(登録義務者)】」及び「【譲渡人及び申請人(登録義務者)代理人】」とする。

		<p>で届出及び申請をするときは、「【承継人及び申請人（登録権利者）】」を「【承継人及び登録権利者】」とし、「【承継人及び申請人（登録権利者）代理人】」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>ホ～ト （略）</p>			
22		<p>様式第22（第14条、第27条の5及び第27条の10関係）</p> <p>4 <u>4 特許法第38条の3第3項の規定により第27条の10第4項に規定する先の特許出願の認証謄本及びその日本語による翻訳文の提出を併せてするとき</u>は、【提出する物件】の欄に「1 先の特許出願の認証謄本 ○通」、「2 先の特許出願の認証謄本の翻訳文 ○通」のように提出物件ごとに行を改めて記載する。ただし、第27条の10第5項の規定により先の特許出願の認証謄本の提出を省略するときは、「先の特許出願の認証謄本の翻訳文 ○通」のように記載する。</p> <p>5 <u>5</u> （略）</p>			<p>ホ～ト （略）</p> <p>様式第22（第14条及び第27条の5関係）</p> <p>（新設）</p> <p><u>4</u> （略）</p>
23		<p>様式第23（第14条及び第27条の11関係）</p> <p>1 <u>1 第27条の11第7項の規定により同項に規定する優先権主張基礎出願の写し及びその日本語による翻訳文を提出するときは</u>、「提出する物件」の欄に「1 優先権主張基礎出願の写し ○通」、「2 優先権主張基礎出願の翻訳文 ○通」のように提出物件ごとに行を改めて記載する。ただし、第27条の11第9項の規定により優先権主張基礎出願の写しの提出を省略するときは、「優先権主張基礎出願の翻訳文 ○通」のように記載する。</p> <p>2 <u>2</u> 様式第3の備考1から3まで、6から11まで、13から16までと同様とする。この場合において、様式第3の備考13中「請求の内容」とあるのは「返還の申出」と読み替えるものとする。</p>			<p>様式第23（第14条及び第27条の5関係）</p> <p>（新設）</p> <p>様式第3の備考1から3まで、6から11まで、13から16までと同様とする。この場合において、様式第3の備考13中「請求の内容」とあるのは「返還の申出」と読み替えるものとする。</p>
26	30	<p><u>30 第27条の10第2項の規定により先の特許出願を参照すべき旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは</u>、「【整理番号】」の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「特許法第38条の3第1項の規定による特許出願」と記載する。また、「（【手数料の表示】）」の欄</p>			<p>（新設）</p>

		の次に「【その他】」の欄を設けて、先の特許出願をした国又は国際機関の名称、先の特許出願の出願日及び先の特許出願の出願番号を記載する。	
31	31	第27条の10第4項の規定により同項に規定する先の特許出願の認証謄本を提出する場合であつて、その先の特許出願の認証謄本における特許出願人と先願参照出願の願書に記載した出願人が相違するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「先願参照出願の出願人は、先の特許出願の認証謄本における特許出願人からその発明について特許を受ける権利を承継した者である。」のように記載する。	(新設)
32	32	第27条の10第5項の規定により同条第4項に規定する先の特許出願の認証謄本の提出を省略するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「先の特許出願の認証謄本は、特願○○○○-○○○○○○○について、既に提出済みである。」のように記載する。	(新設)
	33~40	(略)	30~37 (略)
41	41	特許法第41条第1項（同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第41条第1項の規定による優先権の主張（同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）を伴う特許出願」と記載する。また、同法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う特許出願」と記載する。	38 特許法第41条第1項（同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「【提出物件の目録】」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「特許法第41条第1項の規定による優先権の主張（同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）を伴う特許出願」と記載する。また、同法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「【提出物件の目録】」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「特許法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う特許出願」と記載する。
31の5	3	特許法第36条の2第6項の規定により翻訳文を提出するときは、「【確認事項】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第36条の2第6項の規定による翻訳文の提出」と記載する。	3 特許法第36条の2第4項の規定により翻訳文を提出するときは、「【確認事項】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第36条の2第4項の規定による翻訳文の提出」と記載する。
31の9		様式第31の9（第25条の7、第31条の2、第38条の2及び第38条の6の2関係）	様式第31の9（第25条の7、第31条の2、第38条の2関係）

	<p>3 第25条の7第8項、第31条の2第9項、第38条の2第5項及び第38条の6の2第6項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【出願の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」を記載して、当該回復理由書の提出に係る出願の表示（出願の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。</p>	<p>3 第25条の7第6項、第31条の2第8項及び第38条の2第4項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【出願の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」を記載して、当該回復理由書の提出に係る出願の表示（出願の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。</p>
<p>36の 2</p>	<p>1 特許法第43条第1項、第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）又は同法第43条の3第1項若しくは第2項の規定による優先権を主張しようとするときは、「【優先権の主張】」の欄には、「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」の欄を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第27条の4第5項の規定により、第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときも同様とする。また、第27条の4第5項の規定により、第27条の3の3第3項第2号に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」の欄を設けて、特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」の欄を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」の欄を設けて特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、追加する優先権の主張が2以上となるときは、次のように欄を</p>	<p>1 特許法第43条第1項、第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）又は同法第43条の3第1項若しくは第2項の規定による優先権を主張しようとするときは、「【優先権の主張】」の欄には、「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」の欄を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第27条の4第5項の規定により、第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときも同様とする。また、第27条の4第5項の規定により、第27条の3の3第3項第2号に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」の欄を設けて、特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」の欄を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」の欄を設けて特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、追加する優先権の主張が2以上となるときは、次のように欄を</p>

繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

（【提供国（機関）における出願の番号】）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

（【提供国（機関）における出願の番号】）

また、当該優先権の主張が同法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定によるものであるときは、「【優先権の主張】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張」と記載する。

- 2 特許法第41条第1項の規定による優先権を主張しようとするときは、「【優先権の主張】」（備考1に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」の欄を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」の欄には「平成何年何月何日提出の特許願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】

繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

（【提供国（機関）における出願の番号】）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

（【提供国（機関）における出願の番号】）

また、当該優先権の主張が同法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定によるものであるときは、「【提出物件の目録】」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「特許法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張」と記載する。

- 2 特許法第41条第1項の規定による優先権を主張しようとするときは、「【優先権の主張】」（備考1に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に、「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」の欄を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」の欄には「平成何年何月何日提出の特許願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】

」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。なお、追加する優先権の主張が2以上となるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

また、当該優先権の主張が同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものであるときは、「（【優先権の主張】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第41条第1項の規定による優先権の主張（同項第1号に規定する正当な理由がある場合にするものに限る。）」と記載する。

様式第37（第27条の8関係）

【書類名】 手続補完書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発送番号】

【手続補完1】

【補完の内容】

】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。なお、追加する優先権の主張が2以上となるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

また、当該優先権の主張が同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものであるときは、「【提出物件の目録】」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「特許法第41条第1項の規定による優先権の主張（同項第1号に規定する正当な理由がある場合にするものに限る。）」と記載する。

様式第37

削除

〔備考〕

1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○—○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。

2 「【手続補完1】」の欄の「【補完の内容】」には、次の要領により補完事項を記載する。

イ 特許を受けようとする旨の表示を補完するときは、「【補完の内容】」に「特許を受けようとする特許出願」のように記載する。

ロ 特許出願人の氏名又は名称の記載を補完するときは、「【補完の内容】」の次に「【特許出願人】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設け、「【氏名又は名称】」の欄に補完する特許出願人の氏名又は名称を記載する。

ハ 明細書を補完するとき及び特許法第38条の2第5項の規定により必要な図面を提出するときは、「【手続補完1】」の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該書類名を記載する。

3 2以上の補完をするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する

。

【手続補完1】

【補完の内容】

【手続補完2】

【補完の内容】

4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から20まで及び23から26まで並びに様式第15の2の備考2と同様とする。

様式第37の2（第27条の10関係）

【書類名】 明細書等提出書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

（新設）

【事件の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【手数料の表示】)

(【納付書番号】)

【提出物件の目録】

【物件名】 明細書 1

【物件名】 (図面 )

[備考]

- 1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【納付書番号】)」には納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「(【手数料の表示】)」の欄の「(【納付書番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。
- 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第15の2の備考2、様式第26の備考32並びに様式第37の備考1と同様とする。

様式第37の3 (第27条の11関係)

【書類名】 明細書等補完書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

(新設)

【事件の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【発送番号】

【手続補完 1】

【補完の内容】

【記載が欠けている箇所の表示】

〔備考〕

1 「【手続補完 1】」の欄は、次の要領で記載する。

イ 明細書の欠落を補完するときは、次のように「【補完の内容】」の欄に補完する書類名、見出し等を記載し、「【補完の内容】」の欄の次に補完する見出し及び段落番号等並びに欠落を補完した後の内容を記載する（補完した箇所に下線を引くこと（「【」及び「】」で囲んだ欄名は除く。）。）。

【手続補完 1】

【補完の内容】 明細書の「【技術分野】」の記載を補完する。

【技術分野】

【0001】（欠落を補完した後の内容を記載）

ロ 図面の欠落を補完するときは、次のように「【補完の内容】」の欄に補完する書類名及び補完する図の番号を記載し、「【補完の内容】」の欄の次に補完する図の番号及び補完する図を記載する。

【手続補完 1】

【補完の内容】 図面の図○を補完する。

【図○】

（補完する図を記載）

ハ 特許法第38条の4第4項ただし書の規定により欠落の補完をするときは、「【補完の内容】」の欄の次に「【記載が欠けている箇所の表示】」の欄を設け、優先権の主張の基礎となる出願において明細書又は図面の欠けている部分が記載されている箇所の説明を記載する。

2 優先権の主張の基礎となる出願の願書に添付された明細書又は図面が外国語で記載されている場合に、明細書又は図面の欠けている部分の翻訳文を添付するときは、「【手続補完1】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該書類名を記載すること。

3 2以上の補完をするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続補完1】

【補完の内容】

【記載が欠けている箇所の表示】

【手続補完2】

【補完の内容】

【記載が欠けている箇所の表示】

4 第27条の11第9項の規定により同条第7項に規定する優先権主張基礎出願の写しの提出を省略するときは、「【手続補完1】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「優先権主張基礎出願の写しは、特願○○○○-○○○○○○○について、既に提出済みである。」のように記載する。

5 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から20まで及び23から26まで、様式第15の2の備考2並びに様式第37の備考1と同様とする。

37の  
4

様式第37の4 (第27条の11関係)

意見書 (第27条の11第4項の規定による意見書)

(平成 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 出願番号

2 特許出願人

住所又は居所

(新設)

氏名又は名称

3 代理人

住所又は居所

氏名又は名称

4 発送番号

5 意見の内容

〔備考〕

- 1 出願番号は、「特願○○○○-○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。
- 2 様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第15の2の備考2並びに様式第37の備考1と同様とする。

様式第37の5（第27条の11関係）

【書類名】 明細書等補完書取下書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

〔備考〕

- 1 複数の明細書等補完書を提出している場合は、「【代理人】」の欄の次に「【その他】」の欄を設け、「平成何年何月何日提出の明細書等補完書を取り下げる。」のように取り下げる明細書等補完書の提出日を記載する。
- 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで

37の  
5

（新設）

及び23から26まで、様式第15の2の備考2並びに様式第37の備考1と同様とする。

44 8 8 特許法第48条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により出願審査の請求をするときは、「【代理人】」（「【調査報告番号】」の欄を設けた場合にあつては「【調査報告番号】」、「【手数料の表示】」の欄を設けた場合にあつては「【手数料の表示】」、備考5に該当する場合（減免を受ける者を含む者の共有に係る出願を除く。）にあつては「【持分の割合】」、備考6に該当する場合にあつては「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第48条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による出願審査の請求」と記載し、また、備考5に該当する場合（減免を受ける者を含む者の共有に係る出願に限る。）にあつては「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「手数料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合と、「特許法第48条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による出願審査の請求」を行を改めて記載する。

61の 4 4 「代理人」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、「代理人」の欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、なるべく、担当弁理士の「代理人」の欄の中に「電話又はファクシミリの番号」及び「連絡先」の欄を設け、「電話又はファクシミリの番号」の欄には電話又はファクシミリの番号を、「連絡先」の欄には「担当」と記載する。また、代理人が特許業務法人の場合にあつては、なるべく、「代理人」の欄の中に「電話又はファクシミリの番号」及び「連絡先」の欄を設け、「電話又はファクシミリの番号」の欄には電話又はファクシミリの番号を、「連絡先」の欄には「担当は○○○○」のように当該法人に所属する担当弁理士の名前を記載する。

8 特許法第48条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により出願審査の請求をするときは、「【代理人】」（「【調査報告番号】」の欄を設けた場合にあつては「【調査報告番号】」、「【手数料の表示】」の欄を設けた場合にあつては「【手数料の表示】」、備考5に該当する場合にあつては「【持分の割合】」又は「【その他】」、備考6に該当する場合にあつては「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第48条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による出願審査の請求」と記載する。

4 「代理人」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、「代理人」の欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、なるべく、担当弁理士の「代理人」の欄の中に「電話又はファクシミリの番号」及び「連絡先」の欄を設け、「電話又はファクシミリの番号」の欄には電話又はファクシミリの番号を、「連絡先」の欄には「担当」と記載する。また、代理人が特許業務法人の場合にあつては、なるべく、「代理人」の欄の中に「電話又はファクシミリの番号」及び「連絡先」の欄を設け、「電話又はファクシミリの番号」の欄には電話又はファクシミリの番号を、「連絡先」の欄には「担当は○○○○」のように当該法人に所属する担当弁理士の名前を記載し、指定社員制度を利用した事件の場合にあつては、なるべく、「代理人」の欄の中に「電話又はファクシミリの番号」及び「連絡先」の欄を設け、「電話又はファクシミリの番号」の欄には

70の 2	2	<p>2 <u>第69条の2第4項</u>の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【特許番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る特許番号（特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。</p> <p>【別紙】 特許第〇〇〇〇〇〇〇号、特許第〇〇〇〇〇〇〇号、 特許第〇〇〇〇〇〇〇号、特許第〇〇〇〇〇〇〇号、</p>	<p><u>電話又はファクシミリの番号を、「連絡先」の欄には「担当は指定社員〇〇〇〇」のように指定社員の名前を記載する。</u></p> <p>2 <u>第69条の2第3項</u>の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【特許番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る特許番号（特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。</p> <p>【別紙】 特許第〇〇〇〇〇〇〇号、特許第〇〇〇〇〇〇〇号、 特許第〇〇〇〇〇〇〇号、特許第〇〇〇〇〇〇〇号、</p>
----------	---	--	---

実用新案法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
1	40	<p>40 実用新案法第8条第1項（同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「<u>（【手数料の表示】）</u>」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張（同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）を伴う実用新案登録出願」と記載する。また、同法第11条第1項において準用する特許法第43条の2第1項（実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「<u>（【手数料の表示】）</u>」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の2第1項（実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願」と記載する。</p>	<p>40 実用新案法第8条第1項（同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「<u>【提出物件の目録】</u>」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張（同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）を伴う実用新案登録出願」と記載する。また、同法第11条第1項において準用する特許法第43条の2第1項（実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「<u>【提出物件の目録】</u>」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の2第1項（実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願」と記載する。</p>

商標法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
8の 2	2	<p>様式第8の2（第2条、第10条、<u>第18条の2</u>及び第20条関係）</p> <p>2 <u>第2条第12項</u>の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」を記載して、当該回復理由書の提出に係る防護標章登録の登録番号（防護標章登録の登録番号の区切りには読点「、」を付すること。）を記載する。</p> <p>【別紙】</p> <p>防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号、防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号、防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号、防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号、また、<u>第10条第6項、第18条の2第4項及び第20条第5項</u>の規定により2以上の事件について回復理由書を提出するときも同様とする。この場合において、「防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号」とあるのは「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」とする。</p>	<p>様式第8の2（第2条、第10条及び第20条関係）</p> <p>2 <u>第2条第11項</u>の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」を記載して、当該回復理由書の提出に係る防護標章登録の登録番号（防護標章登録の登録番号の区切りには読点「、」を付すること。）を記載する。</p> <p>【別紙】</p> <p>防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号、防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号、防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号、防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号、また、<u>第10条第4項及び第20条第4項</u>の規定により2以上の事件について回復理由書を提出するときも同様とする。この場合において、「防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号」とあるのは「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」とする。</p>
12	18	<p>18 「（【納付の表示】）」の欄には、商標法<u>第41条の2第7項</u>の規定により、登録料を分割して納付するときに限り、「分割納付」と記載する。</p>	<p>18 「（【納付の表示】）」の欄には、商標法<u>第41条の2第2項</u>の規定により、登録料を分割して納付するときに限り、「分割納付」と記載する。</p>
22		<p>様式第22（<u>第18条の3</u>関係）</p>	<p>様式第22（<u>第18条の2</u>関係）</p>
23		<p>様式第23（<u>第18条の4</u>関係）</p>	<p>様式第23（<u>第18条の3</u>関係）</p>

特許登録令施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
7	16	<p>16 特許登録令第19条の規定により登録権利者だけで申請するときは「申請人（登録義務者）」の欄を「登録義務者」とし、登録義務者の印（登録義務者が法人の場合にあつては「代表者」の欄及び印）は不要とする。<u>また、第10条の4の規定により登録権利者だけで申請するときは「申請人（登録義務者）」の欄を「登録義務者」とし、登録義務者の印（登録義務者が法人の場合にあつては「代表者」の欄及び印）は不要とし、登録義務者だけで申請するときは「申請人（登録権利者）」の欄を「登録権利者」とし、登録権利者の印（登録権利者が法人の場合にあつては「代表者」の欄及び印）は不要とする。</u></p>	<p>16 特許登録令第19条の規定により登録権利者だけで申請するときは「申請人（登録義務者）」の欄を「登録義務者」とし、登録義務者の印（登録義務者が法人の場合にあつては「代表者」の欄及び印）は不要とする。</p>
11		様式第11（第10条関係）	様式第10の2（第10条関係）
12		様式第12（第10条関係）	様式第11（第10条関係）
13		様式第13（第10条関係）	様式第11の2（第10条関係）
14		<p>様式第14（第10条の5関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>登 録 申 請 取 下 書</u></p> <p style="text-align: center;">（平成 年 月 日）</p> <p>特許庁長官 殿</p> <p>1 <u>特許番号</u></p> <p>2 <u>申請人（登録権利者）</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>住所（居所）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">氏名（名称） ⑩</p> <p>3 <u>代理人</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>住所（居所）</u></p>	<p>（新設）</p>

氏名 (名称) \_\_\_\_\_ (印)

4 申請人 (登録義務者)

住所 (居所) \_\_\_\_\_

氏名 (名称) \_\_\_\_\_ (印)

5 代理人

住所 (居所) \_\_\_\_\_

氏名 (名称) \_\_\_\_\_ (印)

6 取下げに係る申請書及び提出年月日

7 還付の方法

8 添付書面の目録

[備考]

- 1 1 「還付の方法」の欄には、「郵送」又は「直渡し」のように記載する。  
。また、直渡しを希望する場合には、申請人又は代理人の有する電話番号を記載する。
- 2 2 その他は、様式第7の備考1から3まで、6、9から14まで及び16から19までと同様とする。

15

様式第15 (第13条関係)

期 間 延 長 請 求 書

(平成 年 月 日)

特許庁長官 \_\_\_\_\_ 殿

1 特許番号

2 申請人

住所 (居所) \_\_\_\_\_

氏名 (名称) \_\_\_\_\_ (印)

3 代理人

住所 (居所) \_\_\_\_\_

氏名 (名称) \_\_\_\_\_ (印)

4 起案番号及び書類名

5 請求の内容

[備考]

- 1 1 「請求の内容」の欄には、「指定期間の2カ月の延長を求める。」の

(新設)

ように記載する。また、特許登録令第30条第3項の規定により指定期間の延長の請求をするときは、表題を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、「請求の内容」の欄には、「指定期間の2カ月の延長を求める。」のように記載する。

- 2 2 その他は、様式第7の備考1から3まで、6、9から14まで及び16から18までと同様とする。

16

様式第16（第13条の3関係）

（新設）



手 続 補 正 書

（平成 年 月 日）

（ 円）

特許庁長官 殿

1 特許番号

2 申請人

住所（居所）

氏名（名称） ⑩

3 代理人

住所（居所）

氏名（名称） ⑩

4 補正命令の日付

5 起案番号及び書類名

6 補正に係る書類名

7 補正の内容

8 添付書類の目録

〔備考〕

様式第7の備考1から4まで、6、9から14まで及び16から19までと同様とする。

17

様式第17（第13条の4関係）

様式第12（第13条関係）

弁 明 書

弁 明 書

		(平成 年 月 日)		(平成 年 月 日)
	特許庁長官 殿		特許庁長官 殿	
	1 特許番号		1 特許番号	
	2 申請人		2 申請人	
	住所 (居所)		住所 (居所)	
	氏名 (名称) ㊟		氏名 (名称) ㊟	
	3 代理人		3 代理人	
	住所 (居所)		住所 (居所)	
	氏名 (名称) ㊟		氏名 (名称) ㊟	
	4 却下理由通知の日付		4 却下理由通知の日付	
	<u>5 起案番号及び書類名</u>		<u>5 弁明に係る書類名</u>	
	<u>6 弁明に係る書類名</u>		<u>6 弁明の内容</u>	
	<u>7 弁明の内容</u>		<u>7 添付書類の目録</u>	
	<u>8 添付書類の目録</u>			
18	<u>様式第18 (第13条の6 関係)</u>		<u>様式第13 (第13条の3 関係)</u>	

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
3		<p>様式第3（第9条関係）</p> <p>【書類名】 氏名（名称）変更届</p> <p>【あて先】 特許庁長官 殿</p> <p>【国際出願の表示】</p> <p>【国際出願番号】</p> <p>【出願人】</p> <p>（【識別番号】）</p> <p>【氏名又は名称（日本語）】</p> <p>【氏名又は名称（英語）】</p> <p>【あて名（日本語）】</p> <p>【あて名（英語）】</p> <p>【郵便番号】</p> <p>【国名】</p> <p>【国籍】</p> <p>【住所】</p> <p>【氏名又は名称を変更した者】</p> <p>【事件との関係】</p> <p>【旧氏名又は名称（日本語）】</p> <p>【旧氏名又は名称（英語）】</p> <p>【新氏名又は名称（日本語）】</p> <p>【新氏名又は名称（英語）】</p> <p>【あて名（日本語）】</p> <p>【あて名（英語）】</p> <p>【郵便番号】</p> <p>【国名】</p> <p>【国籍】</p>	<p>様式第3（第9条関係）</p> <p>氏 名（名 称）変 更 届</p> <p>特許庁長官 殿</p> <p>1 国際出願の表示</p> <p>2 出願人（代表者）</p> <p>氏名（名称）<span style="float: right;">㊞</span></p> <p>あ て 名</p> <p>国 籍</p> <p>住 所</p> <p>3 氏名（名称）を変更した者</p> <p>旧氏名（名称）</p> <p>新氏名（名称）<span style="float: right;">㊞</span></p> <p>あ て 名</p> <p>国 籍</p> <p>住 所</p> <p>4 代理人（代表者）</p> <p>氏名（名称）<span style="float: right;">㊞</span></p> <p>あ て 名</p>



	<u>、名の順に記載し、その横に印を押す。法人にあつてはその名称を記載し、その横に法人の代表者の印を押す。</u>	
7	7 「 <u>【あて名（日本語）】</u> 」は、「 <u>何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号</u> 」のように詳しく記載する。	(新設)
8	8 「 <u>【氏名又は名称（英語）】</u> 」及び「 <u>【あて名（英語）】</u> 」には、これらの音訳又は英語への翻訳をローマ字を用いて記載する。	(新設)
9	9 「 <u>【国籍】</u> 」は、出願人又は代表者がその国民である国の国名を記載する。	(新設)
10	10 「 <u>【住所】</u> 」は、出願人又は代表者がその居住者である国の国名を記載する。	(新設)
11	11 国名を記載する場合には、特許庁長官が指定する国の名称を日本語及び英語により表示する。	(新設)
12	12 「 <u>【事件との関係】</u> 」の欄には、「 <u>出願人</u> 」、「 <u>発明者</u> 」、「 <u>代理人</u> 」のように、 <u>氏名（名称）を変更した者と国際出願との関係を記載する</u> 。 <u>氏名（名称）を変更した者が、出願人であつて発明者である場合は、「出願人及び発明者」と、代表者である場合には、「出願人及び共通の代表者」と記載する。</u>	(新設)
13	13 「 <u>【出願人】</u> 」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返して記載する。 <u>【出願人】</u> <u>（【識別番号】）</u> <u>【氏名又は名称（日本語）】</u> <u>【氏名又は名称（英語）】</u> <u>【あて名（日本語）】</u> <u>【あて名（英語）】</u> <u>【郵便番号】</u> <u>【国名】</u> <u>【国籍】</u> <u>【住所】</u> <u>【出願人】</u> <u>（【識別番号】）</u> <u>【氏名又は名称（日本語）】</u>	(新設)

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

14

14 「【氏名又は名称を変更した者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。ただし、氏名又は名称を変更した者が出願人以外の者であるときは、「【国籍】」及び「【住所】」の欄は設けるには及ばない。

【氏名又は名称を変更した者】

【事件との関係】

【旧氏名又は名称（日本語）】

【旧氏名又は名称（英語）】

【新氏名又は名称（日本語）】

【新氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【氏名又は名称を変更した者】

【事件との関係】

【旧氏名又は名称（日本語）】

【旧氏名又は名称（英語）】

【新氏名又は名称（日本語）】

【新氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

(新設)

	<u>【国名】</u>	
	<u>【国籍】</u>	
	<u>【住所】</u>	
15	15 <u>「【代理人】」の欄の「【弁理士】」には、「【弁理士】」、「【弁護士】」又は「【法定代理人】」のうち該当するものを記載する。</u>	(新設)
16	16 <u>代理人によるときは本人の印は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄を設けるには及ばない。</u>	(新設)
17	17 <u>「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。</u> <u>【代理人】</u> <u>(【識別番号】)</u> <u>【弁理士】</u> <u>【氏名又は名称(日本語)】</u> <u>【氏名又は名称(英語)】</u> <u>【あて名(日本語)】</u> <u>【あて名(英語)】</u> <u>【郵便番号】</u> <u>【国名】</u> <u>【代理人】</u> <u>(【識別番号】)</u> <u>【弁理士】</u> <u>【氏名又は名称(日本語)】</u> <u>【氏名又は名称(英語)】</u> <u>【あて名(日本語)】</u> <u>【あて名(英語)】</u> <u>【郵便番号】</u> <u>【国名】</u>	(新設)
18	18 <u>復代理人によるときは「【代理人】」の欄の次に「【復代理人】」の欄を設けて、その欄に「(【識別番号】)」、「【弁理士】」、「【氏名又は名称(日本語)】」、「【氏名又は名称(英語)】」、「【あて名(日本語)】」、「【あて名(英語)】」、「【郵便番号】」及び「【国名】」の欄を設けて、「氏名又は名称(日本語)」、「氏名又は名</u>	(新設)



【**国名**】

【**国籍**】

【**住所**】

【**あて名を変更した者**】

【**事件との関係**】

【**氏名又は名称（日本語）**】

【**氏名又は名称（英語）**】

【**旧あて名（日本語）**】

【**旧あて名（英語）**】

【**旧郵便番号**】

【**旧国名**】

【**新あて名（日本語）**】

【**新あて名（英語）**】

【**新郵便番号**】

【**新国名**】

【**国籍**】

【**住所**】

【**代理人**】

（**【識別番号】**）

【**弁理士**】

【**氏名又は名称（日本語）**】

【**氏名又は名称（英語）**】

【**あて名（日本語）**】

【**あて名（英語）**】

【**郵便番号**】

【**国名**】

〔備考〕

1

1 「【あて名を変更した者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。ただし、あて名を変更した者が出願人以外の者であるときは、「【国籍】」及び「【住所】」の欄は設けるには及ばない。

【あて名を変更した者】

新あて名

国 籍

住 所

4 代理人（代表者）

氏名（名称）

⑥

あて名

〔備考〕

（新設）

【事件との関係】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【旧あて名（日本語）】

【旧あて名（英語）】

【旧郵便番号】

【旧国名】

【新あて名（日本語）】

【新あて名（英語）】

【新郵便番号】

【新国名】

【国籍】

【住所】

【あて名を変更した者】

【事件との関係】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【旧あて名（日本語）】

【旧あて名（英語）】

【旧郵便番号】

【旧国名】

【新あて名（日本語）】

【新あて名（英語）】

【新郵便番号】

【新国名】

【国籍】

【住所】

2

2 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21並びに様式第3の備考1から13まで及び15から20までと同様とする。この場合において、様式第3の備考12中「氏名（名称）」とあるのは、「あて名」と読み替えるものとする。

様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第3の備考1と同様とする。

4の備考 様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第3の2の備考1と同様とする。

5の 様式第5の3（第9条関係）

3  
【書類名】 国籍変更届  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【国際出願の表示】  
【国際出願番号】  
【出願人】  
（【識別番号】）  
【氏名又は名称（日本語）】  
【氏名又は名称（英語）】  
【あて名（日本語）】  
【あて名（英語）】  
【郵便番号】  
【国名】  
【国籍】  
【住所】  
【国籍を変更した者】  
【事件との関係】  
【氏名又は名称（日本語）】  
【氏名又は名称（英語）】  
【あて名（日本語）】  
【あて名（英語）】  
【郵便番号】  
【国名】  
【旧国籍】  
【新国籍】  
【住所】  
【代理人】  
（【識別番号】）

様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第3の備考1と同様とする。

様式第5の3（第9条関係）

国籍変更届  
特許庁長官 殿  
1 国際出願の表示  
2 国籍を変更した者  
氏名（名称） ㊟  
あて名  
旧国籍  
新国籍  
住所  
3 代理人（代表者）  
氏名（名称） ㊟  
あて名

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

〔備考〕

1

1 「【国籍を変更した者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【国籍を変更した者】

【事件との関係】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【旧国籍】

【新国籍】

【住所】

【国籍を変更した者】

【事件との関係】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【旧国籍】

【新国籍】

【住所】

〔備考〕

(新設)

2

2 様式第1の備考1から5まで、20及び21並びに様式第3の備考1から13まで及び15から20までと同様とする。この場合において、様式第3の備考12中「氏名（名称）」とあるのは「国籍」と読み替えるものとする。

—

5の  
5

様式第5の5（第9条関係）

【書類名】 住所変更届

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】

【出願人】

（【識別番号】）

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【住所を変更した者】

【事件との関係】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【旧住所】

【新住所】

【代理人】

様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。

様式第5の5（第9条関係）

住所変更届

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示

2 住所を変更した者

氏名（名称） ㊞

あて名

国 籍

旧 住 所

新 住 所

3 代理人（代表者）

氏名（名称） ㊞

あて名

(【識別番号】)

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

〔備考〕

1

1 「【住所を変更した者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【住所を変更した者】

【事件との関係】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【旧住所】

【新住所】

【住所を変更した者】

【事件との関係】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【旧住所】

〔備考〕

(新設)

【新住所】

- 2 様式第1の備考1から5まで、20及び21並びに様式第3の備考1から13まで及び15から20までと同様とする。

様式第6（第10条関係）

【書類名】 名義変更届

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】

【出願人】

（【識別番号】）

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【新名義人】

【事件との関係】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【代理人】

（【識別番号】）

【弁理士】

- 様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。

様式第6（第10条関係）

名義変更届

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）

氏名（名称） ⑩

あて名

国 籍

住 所

3 届出の内容

新名義人

事件との関係

氏名（名称）

あて名

国 籍

住 所

4 代理人

氏 名 ⑩

あて名

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【備考】

1 1 「【事件との関係】」には、「全ての指定国における出願人」のように、新名義人と国際出願との関係を記載する。

2 2 「【新名義人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。ただし、名義を変更した者が発明者であるときは「【国籍】」及び「【住所】」の欄は設けるには及ばない

。

【新名義人】

【事件との関係】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【新名義人】

【事件との関係】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【備考】

1 1 「事件との関係」の欄には、「米国を除くすべての指定国における出願人」のように、新名義人と国際出願との関係を記載する。

(新設)

【住所】

- |      |   |  |  |   |
|------|---|--|--|---|
| 3    |   | <p>3 <u>その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21並びに様式第3の備考1から11まで、13及び15から20までと同様とする。</u></p>   |  | <p>2 <u>その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。</u></p>  |
| 6の2  | 1 | <p>1 「Relationship to the International Application」の欄には、「Applicant for all designated States」のように、新名義人と国際出願との関係を記載する。</p>   |  | <p>1 「Relationship to the International Application」の欄には、「Applicant for all designated States <u>except US</u>」のように、新名義人と国際出願との関係を記載する。</p>   |
| 15   | 1 | <p>1 法第6条の規定による命令に基づき補正をするときは表題を「<u>手続補正書（法第6条の規定による命令に基づく補正）</u>」とし、法第11条の規定により補正をするときは「<u>手続補正書（法第11条の規定による補正）</u>」とし、<u>令第1条第2項の規定による命令に基づく手続の補正（法第18条第2項（同項の表3の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付すべき手数料の納付の補正を除く。）</u>をするときは「<u>手続補正書（国際予備審査請求書に係る補正）</u>」とし、第27条の3第1項の規定により補正をするときは「<u>手続補正書（第27条の3第1項の規定による補正）</u>」とし、第28条第1項の規定による命令に基づき補正をするときは「<u>手続補正書（第28条第1項の規定による命令に基づく補正）</u>」とし、第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「<u>第50条の3第3項の規定による磁気ディスクの提出書</u>」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、「<u>第50条の3第5項の規定による命令に基づく磁気ディスクの提出書</u>」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「<u>第50条の3第5項の規定による命令に基づく配列表を記載した書面の提出書</u>」とし、第50条の3第9項の規定による命令に基づき補正をするときは「<u>手続補正書（第50条の3第9項の規定による命令に基づく補正）</u>」とする。</p> |  | <p>1 法第6条の規定による命令に基づき補正をするときは表題を「<u>手続補正書（法第6条の規定による命令に基づく補正）</u>」とし、法第11条の規定により補正をするときは「<u>手続補正書（法第11条の規定による補正）</u>」とし、<u>令第1条第2項の規定による命令に基づき補正をするときは「手続補正書（国際予備審査請求書に係る補正）</u>」とし、第27条の3第1項の規定により補正をするときは「<u>手続補正書（第27条の3第1項の規定による補正）</u>」とし、第28条第1項の規定による命令に基づき補正をするときは「<u>手続補正書（第28条第1項の規定による命令に基づく補正）</u>」とし、第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「<u>第50条の3第3項の規定による磁気ディスクの提出書</u>」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、「<u>第50条の3第5項の規定による命令に基づく磁気ディスクの提出書</u>」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「<u>第50条の3第5項の規定による命令に基づく配列表を記載した書面の提出書</u>」とし、第50条の3第9項の規定による命令に基づき補正をするときは「<u>手続補正書（第50条の3第9項の規定による命令に基づく補正）</u>」とする。</p> |
| 15の2 | 1 | <p>1 法第6条の規定による命令に基づく補正、<u>令第1条第2項の規定による命令に基づく手続の補正（法第18条第2項（同項の表3の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付すべき手数料の納付の補正を除く。）</u>、<u>第28条第1項の規定による命令に基づく補正又は第50条の3第9項の規定による命令に基づく補正</u>をするときは、表題を「CORRECTION」とし、法第11条</p>   |  | <p>1 法第6条、<u>令第1条第2項、第28条第1項又は第50条の3第9項の規定による命令に基づき補正</u>をするときは、表題を「CORRECTION」とし、法第11条又は第27条の3第1項の規定により補正をするときは、表題を「AMENDMENT」とし、第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するとき又は第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、「S</p>  |

又は第27条の3第1項の規定により補正をするときは、表題を「AMENDMENT」とし、第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するとき又は第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、「SUBMISSION OF MAGNETIC DISK」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「SUBMISSION OF SEQUENCE LISTING」とする。

様式第18（第43条関係）

【書類名】 手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】

【出願人】

（【識別番号】）

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【代理人】

（【識別番号】）

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【命令の日付】

UBMISSION OF MAGNETIC DISK」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「SUBMISSION OF SEQUENCE LISTING」とする。

様式第18（第43条関係）

手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）

特許  
印紙

（ ）

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）

氏名（名称） ⑩

あて名

国 籍

住 所

3 代理人

氏 名 ⑩

あて名

4 命令の日付

5 追加納付の命令に係る発明の数

6 追加納付の金額 円

7 添付書類の目録

(1) 陳 述 書 1 通

(2) ( ) 通

【追加納付の命令に係る発明の数】

【追加納付の命令に係る金額】

【手数料の表示】

（【予納台帳番号】）

【手数料の種類】 調査手数料

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】

〔備考〕

1

1 「【手数料の表示】」の欄については、手数料を特許印紙により納付するときは、その金額の特許印紙をこの書類の左上部にはり、その下にその額を括弧をして記載し、「【納付金額】」には納付する手数料の額を記載し、「（【予納台帳番号】）」の欄は設けるには及ばない。特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付する手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、「【手数料の表示】」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、「【納付金額】」には納付する手数料の額を記載し、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、特例法施行規則第41条の9に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載

〔備考〕

1 手数料を特許印紙により納付するときは、その金額の特許印紙をこの書類の左上部にはり、その下にその額を括弧をして記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、特例法施行規則第41条の9に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「（6 追加納付の金額）」の欄の次に「納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。

し、「【納付金額】」には納付する手数料の額を記載する。

2 2 「【追加納付の命令に係る金額】」の欄には、手数料の追加の納付を求められた金額を記載する。

3 3 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21、様式第3の備考1から11まで、13及び15から20まで並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

18の 2 様式第18の2 (第43条関係)

PAYMENT OF ADDITIONAL FEE FOR INTERNATIONAL SEARCH

特 許  
印 紙

( )

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : ⑩

Address:

Country of nationality:

Country of residence:

3 Agent

Name: ⑩

Address:

4 Date of Invitation

5 Number of Additional Inventions

6 Designated Amount of the Additional Fee Yen

7 Amount of the Additional Fee Yen

8 List of Attached Documents

(1) statement : 1 copy

(2) ( )

[備考]

2 「追加納付の金額」の欄には、手数料の追加の納付を求められた金額を記入する。

3 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

18の 2 様式第18の2 (第43条関係)

PAYMENT OF ADDITIONAL FEE FOR INTERNATIONAL SEARCH

特 許  
印 紙

( )

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : ⑩

Address:

Country of nationality:

Country of residence:

3 Agent

Name: ⑩

Address:

4 Date of Invitation

5 Number of Additional Inventions

6 Amount of Additional Fee Yen

7 List of Attached Documents

(1) statement : 1 copy

(2) ( )

[備考]

- 1 1 手数料を特許印紙により納付するときは、その金額の特許印紙をこの書類の左上部にはり、その下にその額を括弧をして記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「Amount of the Additional Fee」の欄の次に「Payment Number」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 2 2 「Designated Amount of the Additional Fee」の欄には、手数料の追加の納付を求められた金額を記載する。
- 3 3 「Amount of the Additional Fee」の欄には、納付する手数料の額を記載する。
- 4 4 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

(新設)

(新設)

(新設)

様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第11の7の備考3並びに様式第18の備考1及び2と同様とする。

19

様式第19（第44条関係）

【書類名】 陳述書

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】

【追加手数料異議申立人】

（【識別番号】）

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【代理人】

様式第19（第44条関係）

陳 述 書

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示

2 追加手数料異議申立人

氏名（名称） ㊞

あ て 名

国 籍

住 所

3 代理人

氏 名 ㊞

あ て 名

4 追加納付の命令に係る発明の数

5 追加納付の額 円

6 追加手数料異議の申立ての趣旨

7 追加手数料異議の申立ての理由

（【識別番号】）

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【追加納付の命令に係る発明の数】

【追加納付の額】

【追加手数料異議の申立ての趣旨】

【追加手数料異議の申立ての理由】

〔備考〕

- 1 1 「【追加手数料異議の申立ての趣旨】」の欄には、「追加納付に係る手数料何円の返還を求める。」のように記載する。
- 2 2 この書面は、様式第18により作成した「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」又は様式第22により作成した「手数料追加納付書（国際予備審査に係る追加納付）」若しくは「請求の範囲の減縮及び手数料追加納付書」（以下「手数料追加納付書」という。）に添付する。ただし、特例法第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して手数料追加納付書及び陳述書を提出する場合は、この限りでない。
- 3 3 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21並びに様式第3の備考1から3まで、5から11まで、13及び15から20までと同様とする。この場合において、様式第3の備考13中「【出願人】」とあるのは、「【追加手数料異議申立人】」と読み替えるものとする。

- 19の  
2
- 2 2 この書面は、様式第18の2により作成した「PAYMENT OF ADDITIONAL FEE FOR INTERNATIONAL SEARCH」又は様式第22の2により作成した「PAYMENT OF ADDITIONAL FEE FOR INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION」若しくは「RESTRICTION OF CLAIM AND PAYMENT OF ADDITIONAL FEE」に添付する。

〔備考〕

- 1 1 「追加手数料異議の申立ての趣旨」の欄には、「追加納付に係る手数料何円の返還を求める」のように記載する。
  - 2 2 この書面は、様式第18又は様式第22により作成した手数料追加納付書に添付する。
  - 3 3 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。
- 2 2 この書面は、様式第18の2又は様式第22の2により作成した「PAYMENT OF ADDITIONAL FEE」に添付する。

20の  
3  
様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第18の2の備考1と同様とする。  
この場合において、様式第18の2の備考1中「Amount of the Additional Fee」とあるのは「請求の理由」と、「Payment Number」とあるのは「納付番号」と読み替えるものとする。

20の  
4  
REQUEST FOR COPIES OF DOCUMENTS  
CITED IN INTERNATIONAL SEARCH REPORT

- 1 1 国際予備審査報告に記載された文献の写しを請求する場合にあつては、表題を「REQUEST FOR COPIES OF DOCUMENTS CITED IN INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION REPORT」とする。
- 2 2 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第18の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第18の2の備考1中「Amount of Additional Fee」とあるのは、「Reason of the Request」と読み替えるものとする。

22  
様式第22（第59条関係）  
【書類名】 手数料追加納付書（国際予備審査に係る追加納付）  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【国際出願の表示】  
【国際出願番号】  
【出願人】  
（【識別番号】）  
【氏名又は名称（日本語）】  
【氏名又は名称（英語）】  
【あて名（日本語）】  
【あて名（英語）】  
【郵便番号】  
【国名】  
【国籍】

様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第18の備考1と同様とする。

REQUEST FOR TRANSMITTAL OF COPY OF DOCUMENT  
CITED IN THE INTERNATIONAL SEARCH REPORT

様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第18の備考1と同様とする。

様式第22（第59条関係）  
請求の範囲の減縮書（手数料追加納付書（国際予備審査に係る追加納付））

特許  
印紙

( )  
特許庁長官 殿  
1 国際出願の表示  
2 出願人（代表者）  
氏名（名称） 印  
あて名  
国 籍  
住 所

【住所】

【代理人】

（【識別番号】）

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【命令の日付】

【追加納付の命令に係る発明の数】

（【減縮する請求の範囲】）

【追加納付の命令に係る金額】

【手数料の表示】

（【予納台帳番号】）

【手数料の種類】 予備審査手数料

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】

〔備考〕

- 1 1 国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮するときは「【書類名】」を「請求の範囲の減縮書」とし、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、かつ、手数料を追加して納付するときは、「【書類名】」を「請求の範囲の減縮及び手数料追加納付書」とする。
- 2 2 「【減縮する請求の範囲】」の欄には、国際予備審査を受けようとする請求の範囲のうち、減縮する請求の範囲を「請求の範囲第何項」のように特定して記載する。ただし、請求の範囲を減縮しないときは、欄を設けるには及ばない。
- 3 3 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21、様式第3の備考1から11まで、13及び15から20まで、様式第11の7の備考3並びに様式

3 代理人

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑨

あ て 名

4 命令の日付

5 追加納付の命令に係る発明の数

6 減縮する請求の範囲

7 追加納付の金額 \_\_\_\_\_ 円

8 添付書類の目録

(1) 陳 述 書 \_\_\_\_\_ 1 通

(2) ( \_\_\_\_\_ 通)

〔備考〕

- 1 1 国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮するときは表題を「請求の範囲の減縮書」とし、手数料を追加して納付するときは、表題を「手数料追加納付書（国際予備審査に係る追加納付）」とし、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、かつ、手数料を追加して納付するときは、表題を「請求の範囲の減縮及び手数料追加納付書」とする。
- 2 2 「減縮する請求の範囲」の欄には、国際予備審査を受けようとする請求の範囲のうち、減縮する請求の範囲を「請求の範囲第何項」のように特定して記載する。ただし、請求の範囲を減縮しないときは、欄を設けるには及ばない。
- 3 3 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4、様式第11の7の備考3並びに様

22の  
2

第18の備考1及び2と同様とする。

様式第22の2 (第59条関係)

PAYMENT OF ADDITIONAL FEE  
FOR INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION

特許  
印紙

( )

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : (印)

Address:

Country of nationality:

Country of residence:

3 Agent

Name : (印)

Address:

4 Date of Invitation

5 Number of Additional Inventions

6 Claim to be Restricted

7 Designated Amount of the Additional Fee Yen

8 Amount of the Additional Fee Yen

9 List of Attached Documents

(1) statement : 1 copy

(2) ( )

[備考]

1

1 国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮するときは表題を「RESTRICTION OF CLAIM」とし、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、かつ、手数料を追加して納付するときは、表題を「RESTRI

式第18の備考1及び2と同様とする。

様式第22の2 (第59条関係)

RESTRICTION OF CLAIM (PAYMENT OF ADDITIONAL FEE  
(FOR INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION))

特許  
印紙

( )

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : (印)

Address:

Country of nationality:

Country of residence:

3 Agent

Name : (印)

Address:

4 Date of Invitation

5 Number of Additional Inventions

6 Claim to be Restricted

7 Amount of Additional Fee Yen

8 List of Attached Documents

(1) statement : 1 copy

(2) ( )

[備考]

1 国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮するときは表題を「RESTRICTION OF CLAIM」とし、手数料を追加して納付するときは、表題を「PAYMENT OF ADDITIONAL FEE FOR INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION」

CTION OF CLAIM AND PAYMENT OF ADDITIONAL FEE」とする。

- 3 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第11の7の備考3並びに様式第18の2の備考1から3までと同様とする。

23 様式第23（第62条関係）

【書類名】 答弁書

【あて先】 特許庁審査官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】

【出願人】

（【識別番号】）

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【代理人】

（【識別番号】）

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

とし、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、かつ、手数料を追加して納付するときは、表題を「RESTRICTION OF CLAIM AND PAYMENT OF ADDITIONAL FEE」とする。

- 3 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第11の7の備考3並びに様式第18の備考1及び2と同様とする。

様式第23（第62条関係）

答 弁 書

特許庁審査官 殿

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）

氏名（名称） \_\_\_\_\_ (印)

あて名

国 籍

住 所

3 代理人

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

あて名

4 通知の日付

5 答弁の内容

6 添付書類の目録

【通知の日付】【答弁の内容】【提出物件の目録】【物件名】〔備考〕

様式第1の備考1から5まで、20及び21、様式第3の備考1から11まで、13及び15から20まで並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

様式第27（第78条関係）【書類名】 手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）【あて先】 特許庁長官 殿【国際出願の表示】【国際出願番号】【出願人】（【識別番号】）【氏名又は名称（日本語）】【氏名又は名称（英語）】【あて名（日本語）】【あて名（英語）】【郵便番号】【国名】【国籍】【住所】【代理人】（【識別番号】）【弁理士】【氏名又は名称（日本語）】【氏名又は名称（英語）】【あて名（日本語）】【あて名（英語）】【郵便番号】【国名】〔備考〕

様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

様式第27（第78条関係）手数料納付書

特許 印紙
----------

（ ）

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示2 出願人（代表者）

氏名（名称） ㊟

あて名

国 籍

住 所

3 代理人

氏 名 ㊟

あて名

【手数料の表示】

( 【予納台帳番号】 )

【手数料の種類】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】

[備考]

- 1 1 国際予備審査の請求をする者が納付するときは、「【書類名】」を「手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）」とする。
- 2 2 「【手数料の表示】」の欄の「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、納付する手数料の種類が2以上あるときは、次のように「【手数料の種類】」及び「【納付金額】」の欄を繰り返し設けて記載する。

【手数料の種類】  
【納付金額】  
【手数料の種類】  
【納付金額】
- 3 3 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21、様式第3の備考1から11まで、13及び15から20まで並びに様式第18の備考1と同様とする。

27の  
2

様式第27の2（第78条関係）

PAYMENT OF FEES FOR INTERNATIONAL APPLICATION

特許  
印紙

( )

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

[備考]

- 1 1 国際出願を者が納付するときは表題を「手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）」とし、国際予備審査の請求をする者が納付するときは表題を「手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）」とする。  
(新設)
- 2 2 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第18の備考1と同様とする。

様式第27の2（第78条関係）

PAYMENT OF FEES

特許  
印紙

( )

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature \_\_\_\_\_ (印)  
Address :  
Country of nationality :  
Country of residence :

3 Agent

Name : Signature \_\_\_\_\_ (印)  
Address :

4 Kind of Fee and Amount

5 List of Attached Documents

[備考]

1 1 国際予備審査の請求をする者が納付するときは表題を「PAYMENT OF FEES FOR INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION」とする。

2 2 「Kind of Fee and Amount」の欄には「Transmittal Fee」、「International Filing Fee」、「Search Fee」、「Preliminary Examination Fee」、「Handling Fee」のように納付する手数料の種類を記載し、その横に納付する手数料の額を記載する。

3 3 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第18の2の備考1と同様とする。  
この場合において、様式第18の2の備考1中「Amount of the Additional Fee」とあるのは、「Kind of Fee and Amount」と読み替えるものとする。

様式第29（第31条の2関係）

【書類名】 手数料補正書

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】

【出願人】

2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature \_\_\_\_\_ (印)  
Address :  
Country of nationality :  
Country of residence :

3 Agent

Name : Signature \_\_\_\_\_ (印)  
Address :

[備考]

1 国際出願をする者が納付するときは表題を「PAYMENT OF FEES FOR INTERNATIONAL APPLICATION」とし、国際予備審査の請求をする者が納付するときは「PAYMENT OF FEES FOR INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION」とする。

(新設)

2 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第18の備考1と同様とする。

様式第29（第31条の2関係）

手 数 料 補 正 書

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）

氏名（名称） \_\_\_\_\_ (印)

（【識別番号】）

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【代理人】

（【識別番号】）

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【命令の日付】

【手数料補正】

【補正対象書類名】

（【予納台帳番号】）

【手数料の種類】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】

〔備考〕

- 1 1 令第1条第2項の規定による命令に基づく手続の補正（法第18条第2項（同項の表3の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付すべき手数料の納付の補正に限る。）をすることは、「【書類名】」を「手続補正書（国際予備審査請求書に係る補正）」とする。
- 2 2 「【手数料補正】」の欄については、納付すべき不足手数料の額の特

あて名

国 籍

住 所

3 代理人

氏 名 Ⓜ

あて名

4 補正命令の日付

5 手数料の種類及び納付金額

6 添付書類の目録

- （1）（特許印紙を貼付した書面（歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用））） 1 通

〔備考〕

許印紙をはるときは、その下に特許印紙の額を括弧をして記載し、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載し、「（【予納台帳番号】）」の欄は設けるには及ばない。特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる不足手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】）」とし、振替番号を記載し、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「【手数料補正】」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】）」とし、納付書番号を記載し、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】）」とし、納

		<p><u>付番号を記載する。</u></p> <p>3 <u>3 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21、様式第3の備考1から11まで、13及び15から20まで、様式第11の7の備考3並びに様式第27の備考2と同様とする。</u></p>	<p><u>様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4、様式第11の7の備考3並びに様式第18の備考1と同様とする。</u></p>
29の 2	1	<p>1 <u>令第1条第2項の規定による命令に基づく手続の補正（法第18条第2項（同項の表3の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付すべき手数料の納付の補正に限る。）をするときは、表題を「CORRECTION」とする。</u></p>	<p>（新設）</p>
	2	<p>2 <u>その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第11の7の備考3、様式第18の2の備考1並びに様式第27の2の備考2と同様とする。この場合において、様式第18の2の備考1中「Amount of the Additional Fee」とあるのは、「Kind of Fee and Amount」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第11の7の備考3並びに様式第18の備考1と同様とする。</u></p>

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
2	6	<p><u>6</u> 第4条第2項の規定により氏名若しくは名称の変更の届出及び住所若しくは居所の変更の届出を一の書面でするときは、次の要領で記載する。</p> <p>イ 表題は、「氏名（名称）変更届及び住所（居所）変更届」とする。</p> <p>ロ 「1 氏名（名称）を変更した者」の欄を「1 氏名（名称）及び住所（居所）を変更した者」とする。</p> <p>ハ 「住所又は居所」の欄を「旧住所又は旧居所」とし、「旧住所又は旧居所」の欄の次に「郵便番号」の欄及び「新住所又は新居所」の欄を設けてそれぞれ記載する。</p>	<p>（新設）</p>
	7	<p><u>7</u> 第4条第3項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。</p> <p>イ 表題は、第4条第1項の届出と登録名義人の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「氏名（名称）変更届及び登録名義人の表示変更登録申請書（特例法施行規則第4条第3項の規定による届出及び申請）」とし、第4条第1項の届出と仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「氏名（名称）変更届及び仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請書（特例法施行規則第4条第3項の規定による届出及び申請）」とする。</p> <p>ロ～ホ （略）</p>	<p><u>6</u> 第4条第2項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。</p> <p>イ 表題は、第4条第1項の届出と登録名義人の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「氏名（名称）変更届及び登録名義人の表示変更登録申請書（特例法施行規則第4条第2項の規定による届出及び申請）」とし、第4条第1項の届出と仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「氏名（名称）変更届及び仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請書（特例法施行規則第4条第2項の規定による届出及び申請）」とする。</p> <p>ロ～ホ （略）</p>
	8	<p><u>8</u> （略）</p>	<p><u>7</u> （略）</p>
3	1	<p>1 第4条第3項の規定により届出と申請を一の書面する場合において、その申請が登録免許税法（昭42年法律第35号）第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されないものであるときは、「5 代理人」の欄の次に「6 非課税である旨の申出」の欄を設けて、「住居表示の実施による表示の変更の登録の申請」又は「行政区画の変更による表示の変更の登録の申</p>	<p>1 第4条第2項の規定により届出と申請を一の書面する場合において、その申請が登録免許税法（昭42年法律第35号）第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されないものであるときは、「5 代理人」の欄の次に「6 非課税である旨の申出」の欄を設けて、「住居表示の実施による表示の変更の登録の申請」又は「行政区画の変更による表示の変更の登録の申</p>

請」のように記載する。

- 2 様式第1の備考1から3まで、5、6、9、13及び16から19まで並びに様式第2の備考1及び3から7までと同様とする。この場合において、様式第2の備考7中「氏名」とあるのは「住所」と、「名称」とあるのは「居所」と読み替えるものとする。

- 6 8 「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。この場合において、第7条の規定により、包括委任状に代理権が及ばない事件に係る手続を記載するときは、「出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。」のように、代理権の及ばない事件に係る手続を具体的に記載する。

(文例)

包 括 委 任 状

平成 年 月 日

私は、識別番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (弁理士) 〇〇〇〇氏をもって代理人として下記事項を委任します。

記

- 1 すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ
- 1 すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更
- 1 すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更
- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更
- 1 すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての地域団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標

請」のように記載する。

- 2 様式第1の備考1から3まで、5、6、9、13及び16から19まで並びに様式第2の備考1及び3から6までと同様とする。この場合において、様式第2の備考6中「氏名」とあるのは「住所」と、「名称」とあるのは「居所」と読み替えるものとする。

- 8 「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。この場合において、第7条の規定により、包括委任状に代理権が及ばない事件に係る手続を記載するときは、「出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。」のように、代理権の及ばない事件に係る手続を具体的に記載する。

(文例)

包 括 委 任 状

平成 年 月 日

私は、識別番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (弁理士) 〇〇〇〇氏をもって代理人として下記事項を委任します。

記

- 1 すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ
- 1 すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更
- 1 すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更
- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更
- 1 すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての地域団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- 1 すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標

登録出願又は地域団体商標の商標登録出願への変更

- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ
- 1 すべての実用新案登録に基づく特許法第46条の2第1項の規定による特許出願及び出願の取下げ
- 1 すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続の取下げ
- 1 すべての特許出願に関する出願公開の請求
- 1 すべての特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許出願についての出願審査の請求
- 1 すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許に関する特許異議の申立て及びこれらの取下げ
- 1 すべての他人の商標（防護標章）登録に関する登録異議の申立て及びその取下げ
- 1 すべての他人の商標権に関する商標登録の取り消しの審判の請求及びこれらの取下げ
- 1 上記手続に関する復代理人の選任
- 1 すべての国際出願に関する一切の件

住所（居所）  
氏名（名称） ㊞

登録出願又は地域団体商標の商標登録出願への変更

- 1 すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ
- 1 すべての実用新案登録に基づく特許法第46条の2第1項の規定による特許出願及び出願の取下げ
- 1 すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続の取下げ
- 1 すべての特許出願に関する出願公開の請求
- 1 すべての特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許出願についての出願審査の請求
- 1 すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ
- 1 すべての他人の特許に関する特許異議の申立て及びこれらの取下げ
- 1 すべての他人の商標（防護標章）登録に関する登録異議の申立て及びその取下げ
- 1 すべての他人の商標権に関する商標登録の取り消しの審判の請求及びこれらの取下げ
- 1 上記手続に関する復代理人の選任

住所（居所）  
氏名（名称） ㊞

32の 13 13 国際出願法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、特定手続に係る手数料を現金により納付した場合であって、納付書によるときは、事務規程別紙4号12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「5 補足の内容」の欄の次に「6 納付番号」の欄を設けて、納付番号を記載する。

13 国際出願法第18条第4項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、特定手続に係る手数料を現金により納付した場合であって、納付書によるときは、事務規程別紙4号12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「5 補足の内容」の欄の次に「6 納付番号」の欄を設けて、納付番号を記載する。

33	3	<p>3 「提出物件の目録」の欄には、磁気ディスク（第19条第1項第12号に掲げる磁気ディスクを除く）の枚数、磁気ディスクに記録した手続の書類名を記載するとともに、「○通」のようにその数を記載する。2枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに磁気ディスクの整理番号、記録した手続の書類名も記載するとともに、「○通」のようにその数を記載する。また、特許法第107条第5項ただし書、第112条第3項ただし書若しくは第195条第8項ただし書、実用新案法第31条第5項ただし書、第33条第3項ただし書若しくは第54条第7項ただし書、意匠法第42条第5項ただし書、第44条第3項ただし書若しくは第67条第6項ただし書又は商標法第40条第6項ただし書、第43条第4項ただし書若しくは第76条第6項ただし書きの規定により、特定手続に係る手数料等を現金により納付した場合であって、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはり、その左上余白部分に特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は書換登録の申請に際して添付する書面にあつては、願書又は申請書の「【整理番号】」の欄に記録した整理番号と同一の整理番号を、その他の手続に際して添付する書面にあつては、出願番号（出願番号の通知前のものについては、「平成何年何月何日提出の特許願、整理番号〇〇〇〇」のように記載する。）を記載する。第29条の規定により磁気ディスクに第19条第1項第12号に掲げる磁気ディスクを添付するときは、「配列表に関するコードデータを記録した磁気ディスク」、「陳述書」及び「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」の物件名は記載せず、当該物件名は、第19条第2項の規定により添付する特許法施行規則様式第22により作成した物件提出書の「【提出する物件】」の欄に記載する。</p>	<p>3 「提出物件の目録」の欄には、磁気ディスク（第19条第1項第10号に掲げる磁気ディスクを除く）の枚数、磁気ディスクに記録した手続の書類名を記載するとともに、「○通」のようにその数を記載する。2枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに磁気ディスクの整理番号、記録した手続の書類名も記載するとともに、「○通」のようにその数を記載する。また、特許法第107条第5項ただし書、第112条第3項ただし書若しくは第195条第8項ただし書、実用新案法第31条第5項ただし書、第33条第3項ただし書若しくは第54条第7項ただし書、意匠法第42条第5項ただし書、第44条第3項ただし書若しくは第67条第6項ただし書又は商標法第40条第6項ただし書、第43条第4項ただし書若しくは第76条第6項ただし書きの規定により、特定手続に係る手数料等を現金により納付した場合であって、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはり、その左上余白部分に特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は書換登録の申請に際して添付する書面にあつては、願書又は申請書の「【整理番号】」の欄に記録した整理番号と同一の整理番号を、その他の手続に際して添付する書面にあつては、出願番号（出願番号の通知前のものについては、「平成何年何月何日提出の特許願、整理番号〇〇〇〇」のように記載する。）を記載する。第29条の規定により磁気ディスクに第19条第1項第10号に掲げる磁気ディスクを添付するときは、「配列表に関するコードデータを記録した磁気ディスク」、「陳述書」及び「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」の物件名は記載せず、当該物件名は、第19条第2項の規定により添付する特許法施行規則様式第22により作成した物件提出書の「【提出する物件】」の欄に記載する。</p>
----	---	---	---